

議会運営委員会

令和3年9月29日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 第84回臨時会及び第85回12月定例会の日程等について

(2) 第83回9月定例会の反省等について

(3) 今期決定及び確認事項について

(4) その他

3 その他

第84回臨時会及び第85回12月定例会の日程等について

記

1 第84回臨時会招集予定日と主な議案等

(1) 招集予定日

令和3年11月19日（金）午前10時

(2) 提出予定の主な議案等

ア 正副議長選挙

イ 各委員会委員や組合議会議員の役職構成等

ウ その他

(3) 日程

11月19日（金）午前9時30分から 議員協議会
午前10時から 本会議（第1日）

《本会議終了後、議員協議会・議会運営委員会・各常任委員会（全て非公開）を開催》

11月22日（月）午前10時から 本会議（第2日）

(4) 会期

11月19日（金）～11月22日（月）までの4日間

2 第85回定例会招集予定日と主な議案等

(1) 招集予定日

令和3年11月30日（火）午前10時

(2) 提出予定の主な議案等

ア 所信表明

イ 補正予算（令和3年度一般会計ほか）

ウ その他

(3) 日程

11月24日（水）午後1時30分から 議会運営委員会
26日（金）午前9時30分から 議案説明会
30日（火）午前9時30分から 議員協議会
午前10時00分から 本会議（第1日）

《本会議終了後、資料請求打合せ》

12月1日（水）正午 議案・所信表明質疑通告締切
7日（火）午前10時00分から 本会議（第2日）
8日（水）午前10時00分から 本会議（第3日）
9日（木）午前9時30分から 文教民生常任委員会
10日（金）午前9時30分から 総務産業常任委員会
13日（月）午前9時30分から 予算常任委員会
14日（火）委員会予備日
15日（水）正午 一般質問通告締切

16日（木）	正午	討論通告締切
	（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）	
21日（火）	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議（第4日）
22日（水）	午前10時00分から	本会議（第5日）
23日（木）		予備日
24日（金）	午前9時30分から	議会運営委員会

(4) 会期

11月30日（火）から12月23日（木）までの24日間

3 今後の日程について

10月1日（金）	午前9時30分から	総務産業常任委員会
2日（土）	午後1時30分から	市制15周年記念表彰式
3日（日）	午前8時30分から	西脇市民体育大会総合開会式
5日（火）	午前9時30分から	議会運営委員会（予備日）
6日（水）	午後3時00分から	西脇多可行政事務組合定例会
7日（木）	午後1時30分から	氷上多可衛生事務組合定例会
12日（火）	午前9時30分から	議員協議会
14日（木）	午前10時30分から	わかあゆ園議会定例会
15日（金）	午後2時30分から	播磨内陸医務事業組合定例会
18日（月）	午後2時30分から	北はりま消防組合定例会
21日（木）	午前9時30分から	議会運営委員会（定例予定）
	午後0時30分から	北播政経懇話会

修 正 後

修 正 前

1 組織に関する事項

(1) 役員任期等

③ 議長の常任委員会への所属

(3) 議会選出の監査委員

① 議選監査委員の設置

・地方自治法の改正により「議会選出の監査委員を置かないこととができる」こととなったが、来期についても引き続き、監査委員を選出する。ただし、①これまでどおり年2回の質疑の機会を確保、②適切な範囲での情報共有の推進、③4年後までに、さらに次の期の取扱いについて検討を行う。

3 議会運営委員会

(2) 委員の就任及び交代

① 委員の選出

1 組織に関する事項

(1) 役員任期等

③ 議長の常任委員会への所属

・平成25年11月13日以降、議長は常任委員会に属さないこととし、一旦、常任委員会に所属した後、辞任する。
 ・過去の議論によって、議長が常任委員会委員を辞任することとなった経緯を踏まえ、今期に限った緊急的な対応として次期改選までの間、当該常任委員会に所属する。
 ・改選後の取扱いは改めて議会運営委員会で協議する。

(3) 議会選出の監査委員

① 議選監査委員の設置

・地方自治法の改正により「議会選出の監査委員を置かないこととができる」こととなったが、

3 議会運営委員会

(2) 委員の就任及び交代

① 委員の選出

・委員選出は、要綱に基づき会派人数によって選出する。
 ・会派の委員は、原則として当選回数が多い年長者から選出する。
 ・会派委員が定数に満たない場合は、当選回数が多い議員で年長者から必要人数を選出する。その際、会派の議員は除く。

西脇市議会議会運営委員会運営要綱（抜粋）

（委員の選出基準）

第2条 委員会は、次の基準により委員6人を選出するものとする。
ただし、議長及び副議長は、委員に含まないものとする。

- (1) 会派に所属する議員数が2人以上4人以下の場合 1人
- (2) 会派に所属する議員数が5人以上7人以下の場合 2人
- (3) 会派に所属する議員数が8人以上の場合 3人

2 前項に規定する定数に満たない場合は、原則として当選回数が多い議員で、年長のものから選出する。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策
⑥ リモート（オンライン）会議

・ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合に直面し、オンライン会議の必要性を痛感し、委員会へオンラインでの会議を導入する。

・ なお、委員会をオンラインで開催することができるときは、大津市のように、育児・看護・介護など会議規則の欠席事由と同程度をその範囲に検討していく。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策
⑥ リモート（オンライン）会議

・ 感染拡大を予防する働き方では、テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議、3密防止等が想定されるが、まずはオンライン会議を検討する。

・ 感染拡大を予防する中での働き方の一つとして、有事の際に役立つオンライン会議の導入を検討する。

・ 感染症や災害時等の対応として、オンライン会議について、今後委員会で協議することとし、まずは、各会派等で検討する。

議会基本条例検討の検討結果(無党派・共産党)

行政の監視機関としての 責任は果たせたか？	
第2条 3	<p>・議員によって「行政の監視」に対する基準が違つとの意見があり、行政の監視機関としての基準が必要である。そのためには「基準」について議論する必要がある。</p> <p>参考</p> <p>・行政とは、法律の執行のことであり、したがつて、行政の監視とは、法律の執行を監視することである。それを市に置き換えると、行政の監視とは「条例等を誠実に執行するという義務に違反していないかどうか、を議会が常時注意して見ること」であるといえる。</p> <p>・監視機関とは？の議論が必要</p> <p>・賛成・反対だけでなく、原案をより良くするための議論が必要</p>
情報公開や市民参加の推進に努めたか？	
第2条 4	<p>・コロナ対策で課題集約を行った時は、各議員が地域で住民の声を聞きそれを反映してきた。また、課題懇談会を実施したことは、評価できる。このシステムを平素の計画時や事業の立案時に動かすことが課題である。</p> <p>・対応策として、1年に数事業を市民の評価の対象にするとか、常任委員会で取り組んでいる事業評価や特定所管事務調査などに市民の声を反映するなどを検討。</p> <p>・予算の議案における新規事業等を市民に公開し意見を求める。その意見の妥当性を鑑み議案に反映するシステムを作る。</p>
平易な言葉で説明責任を果たせたか？	
第2条 6	<p>・定例議会終了後の議会運営委員会や議員協議会で反省項目に「平易な言葉での説明責任」を入れて議論する。</p> <p>・対応策で良とする</p>

第3条 17	<p style="text-align: center;">政策等の立案、提言その他能動的な活動に努めたか？</p> <p>・コロナ対策では、各議員が地域で住民の声を聞きそれを政策の立案に反映してきた。 ・特に、政策等の立案などは一般質問での対応が大きく、政策立案に向けた一般質問を行う。 ・常任委員会のメンバーで正式な会議でない場所(打合せ的な議論の場所)で地域の課題を取り上げ検討する。 ・課題が具体的になれば、常任委員会で政策にするために必要な調査等を行う。</p>
第4条 18	<p style="text-align: center;">議員相互間の自由な議論を尽くし、合意形成に努めたか</p> <p>・現状では、議員の議案に対する認識に大きな隔たりがあるため、議論にならない状態にある。 ・議員は、議案についての調査を徹底的に行う。そのことで議案についての共通認識ができ、自由な議論が可能となる。 ・委員長は積極的な議論を進めるための配慮を行う。 ・議員は、議案に対し賛成反対だけでなく、より良い議案にするため、市民目線での歩み寄りに努力する。 ・対応策で良とする</p>
第9条 26	<p style="text-align: center;">市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行ったか？</p> <p>・市長との緊張ある関係とは、行政の監視の項目でもふれたが、条例等の執行義務に違反していないかを議会が注視することである。 ・その点からいえば、議案や予算・決算時に問題意識を持って取り組むことであるが、議会全体としては評価点は低い。対応策としては、定例議会後に議員協議会を開催し、その都度お互いのチェックをすることが必要である。 ・会派内で注意しあうこと。</p>
第9条 27	<p style="text-align: center;">一問一答方式での質疑質問で、論点や争点を明確にしたか</p> <p>・特に一般質問での一問一答方式での質疑については、以下の進め方を念頭において行い、現状確認で終わる質問は行わない。 1, 現状の確認 2, 現状の問題点 3, その改善策や政策を提言する。 ・市長答弁ではぐらかし答弁がある場合、それに対し再度の質問をする必要がある。</p>

第10条 32	<p>政策等の審議にあたり、立案や執行における論点や争点を明確にし、さらには執行後における政策評価に資する審議に努めたか</p> <p>対応策 ・政策等の審議にあたっては、政策の現状を調査し、その課題を見つけ、改善策や政策を提言することを、徹底する。そのためには、政策等への調査が重要で、議員個人に任ずだけでなく常任委員会等で事前調査を行う。</p> <p>検討結果 ・予算の新規事業については、常任委員会で事前調査をおこなう。もしくは、分科会を作りそこで調査を行う。</p>
第19条 45	<p>分りやすく読みやすい充実した誌面となったか？</p> <p>対応策 ・「レイアウトも記事内容も今一つと思った」との指摘があり、広報公聴特別委員会で対応策を検討する。</p> <p>検討結果 ・議会だよりクリニックスを受ける</p>
第23条 49	<p>議長は、中立公正な職務遂行に努め、円滑な議会運営を行ったか？</p> <p>対応策 以下の2点の指摘があり、検討を行う。 ・一般質問に制限(くらし安心部)に対する質問を控えることを掛けられたことについての疑問が呈された(3月・6月)。 ・理事者側からの理不尽な要求に対し、議運に図るまでもなく議長の間で跳ね返すべき。 → 議長は「理事者から受けた内容」を預かり「議会運営委員会」で諮る課題にするのか、もしくはその場で判断するのかを 検討する。</p> <p>検討結果 ・議長は議員の権利・議会の権利を守る立場にあり、市長の申し入れについては、その立場で対応をする。(議会・議員の権利を犯す内容の申し入れは、その時点で拒否する) ・議会・議員の権利を犯す内容の申し入れについては、議会運営委員会に諮る。</p>
第32条 64	<p>検証の結果、改善の必要がある場合適切な措置を講じたか？</p> <p>対応策 ・従来基本条例の検証をして、その都度改善策を提案されている。しかしその改善策を議員が認識し実践したかということが問われている。 ・今後の対応策として、議会運営委員会で年度単位で今年度の改善目標とする項目を作成し、議員協議会でその課題を話し合うことで改善を図る。</p> <p>検討結果 ・課題として一般質問を取り上げた。従来から現状を聞いて終わりの窓口質問が繰り返されており、その改善策として、その都度議長が問題点を指摘することとする。</p>